共済の今日と未来を考える懇話会

自主共済を従来通り存続させてください

保険業法の適用除外を求める5.21国会内集会へのご参加と取材のお願い

○保険業法による一律の規制では、助け合いの精神・文化が存続できません

私たちは自営業者や医療人、登山者、障害者など、さまざまな分野で活動する団体で構成される「共済の今日と未来を考える懇話会」と申します。懇話会の各団体では、長年、構成員を対象に自主的な共済制度を実施してきました。

ところが、2006年の保険業法改定以後、共済制度の対象が特定であるもの、団体が非営利であるもの、自己責任で健全に運営してきたものに対しても、「保険業」と見なされ、保険会社と同等の規制を受けることとなりました。

法改正を受け、ペットや地震、葬儀、家屋保障などの営利目的の業者がミニ保険会社として市場参入を果たす一方、 非営利・助け合い・ボランティアで運営し、会員同士助け合ってきた自主共済が廃止に追い込まれております。

○広がる保険業法の規制への危惧の声

昨年12月から施行された公益法人法改正では、これまで共済事業を実施していた公益法人(約900団体)が新たな規制の対象となり、相談も寄せられています。共済規制は、米国やEUなどにより日本政府に繰り返し強く要請されており、既に根拠法のある共済団体への規制強化にも繋がっています。さらに、次回の保険業法改定に際して、今回は適用除外となった団体(労働組合等)も規制の対象になる恐れがあり、関係団体から危惧の声が出されています。

○法改正の真のねらいは何だったのでしょうか

法改正を目的として議論された金融審議会では、「<u>構成員が真に限定されるものについては、特定の者を相手方とする共済として、従来どおり、その運営を専ら構成員の自治に委ねることで足り、規制の対象外とすべき</u>」との最終答申(04年12月)が出され、その後の法改正当時の国会質疑でも、金融庁や金融大臣も団体の実情をよく把握し、審議会答申に沿った考え方で適用除外団体を列挙していく旨を答弁しておりました。

○適用除外とする基準

この間、国会審議で、山本有二金融大臣(当時)からまじめに健全に営まれている自主共済と二セ共済を区別する基準について「野党から新しい基準が提示されれば検討する」旨の答弁がありました。私たち自主共済は共通する「6つの特徴」があります。私たちはいま、下記の6つの特徴から新保険業法の適用除外を求めて運動しています。

- 1. 社会運動組織が母体となっていること
- 2. 非営利であること
- 3. 共済事業が母体組織の活動の一部を構成していること
- 4. 自治的民主的に運営されていること
- 5. 財政的に自立していること
- 6. 社会保障など公的保障に対する補完の役割を果たしていること

〇すべての自主共済の存続が必要です

与党からPTA等青少年教育団体に特化した共済法案を今国会に提出予定であると報道されております。自主共済は、さまざまな年齢の会員で構成され、多種多様な分野で活動する団体が運営しています。これらに対応しようとすれば、数え切れない法案提出と所管省庁と管理体制などが必要となるなど、膨大な時間と費用がかかることが想定され、取り残され

る自主共済を生むことが危惧されます。いま差し迫って必要なことは、こうした多種多様な自主共済の実態をふまえて、「経過措置」期間の延長とその効力を遡及適用するなど、加入者を守るために必死になっている自主共済に実効ある救済措置を早急に講じることです。

○自主共済の育成でこそ助け合い精神・文化を活かされます

金融庁が監督している筈の保険会社が不払いなどで膨大な契約者被害を与えたり金融危機で破綻の危機に直面するなどの事態が発生しています。

また、格差社会の拡大、セーフティーネットの脆弱化が進む中で、助け合いの精神を活かし、会員同士が支え合うためにボランティアで運営する自主共済、相互扶助の制度を育てることが益々重要性を増しています。こうした私たちの主張は与野党を問わず衆参両院の国会議員のみなさまにもご理解I頂けるようになってまいりしまたが、未だに従来通り共済の活動を継続できる法の適用除外には至っておりません。

つきましては、下記の通り、5月21日に自主共済の救済を求める院内集会を開催しますので、ご参加と集会の取材を賜りたく、ご案内とお願いを申し上げる次第です。

記

- 5・21集会の開催案内 -

- ■日時 2009 年 5 月 21 日 (木) 12 時~13 時 (予定)
- ■場所 参議院議員会館 第6会議室
- ■主催 共済の今日と未来を考える懇話会

(連絡先)「共済の今日と未来を考える懇話会」 (ホームページ) http://jisyu-kyosai.net (窓口団体)日本勤労者山岳連盟 〒162-0805

東京都新宿区新小川町 5 番 24 号 TEL03-3260-6331 Fax 03-3235-4324

•				
		年	月	日
	5月21日(木)保険業法の適用除外を求める国会内集会へのご参加	旧につい	,\\	
	集会参加・取材 可 ・ 不可			
	報道機関名			
	ご氏名			